

次の土地改良事業施行認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により平成十九年六月十八日から平成十九年七月九日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年六月十八日

広島県福山地域事務所長 宇都宮

健

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市土地改良区	広岡	区画整理事業	福山市役所
福山市土地改良区	末元中(1工区)	区画整理事業	福山市役所